

70歳以上の方の国民健康保険 被保険者証を更新します

■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340(内)116

国民健康保険に加入している70歳以上の方がお持ちの国民健康保険被保険者証(保険証)は、8月1日付けで更新となります。新しい保険証は7月末までに簡易書留郵便で送付します。

お手元に届いたら、保険証の記載内容に間違いがないかどうかご確認ください。また、現在使用中の保険証については、有効期限経過後に各自で責任を持って処分してください。

平成30年度より、70歳以上の方の保険証には高齢受給者証(青いカード)の内容が記載されるようになりました。それに伴い、高齢受給者証は廃止されています。

70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が変わります

1カ月に医療機関等に支払った自己負担額が決められた上限額を超えた場合、その超えた分が高額療養費として支給されますが、70歳以上の方の上限額が平成30年8月より次のとおり変更となります。

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
Ⅲ	課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%【多数回140,100円】	
	Ⅱ	課税所得380万円以上690万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1%【多数回93,000円】
	Ⅰ	課税所得145万円以上380万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1%【多数回44,400円】
一般	課税所得145万円未満 ^②	18,000円 【年間上限144,000円】	57,600円 【多数回44,400円】
低所得Ⅱ	住民税非課税で低所得Ⅰ非該当	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	住民税非課税で年金収入80万円以下等		15,000円

※多数回は、過去12カ月に4回以上、高額療養費の支給があった場合の4回目以降の額となります。

変更点

- ①現役並み所得者の区分が細分化され、自己負担限度額が変わります。
- ②一般の外来自己負担限度額が前年度の14,000円より増額され、18,000円になりました。

◎限度額適用・標準負担額減額認定証等の申請

所得区分が低所得Ⅱ及びⅠの方は、申請により限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)が交付されます。また、所得区分が現役並み所得者Ⅱ及びⅠの方は、申請により限度額適用認定証(限度額認定証)が交付されます。

減額認定証または限度額認定証を保険証と一緒に医療機関等の窓口に表示すると、1カ月の自己負担限度額が上記表の金額までとなります。減額認定証等を提示しない場合の自己負担額は、低所得Ⅱ及びⅠの方は一般と同様に、現役並み所得者Ⅱ及びⅠの方は現役並みⅢと同様に扱われますのでご注意ください。

※減額認定証を提示した方は、入院時の食事代等も減額になります。

※国民健康保険税に滞納がない方が対象です。

※現在認定証をお持ちの方も8月以降分は新たに申請が必要です。

国民健康保険税の納税通知書を送付します

平成30年度から国民健康保険の納税通知書の送付時期は7月中旬に変更となっています。ご注意ください。税額や納期の変更に関する詳細につきましては、以下をご確認ください。

- ・税額・税率について → 広報(平成30年6月号)・美浦村ホームページ「平成30年度から国民健康保険税の税額・税率などが変わります」
- ・納期について → 広報(平成30年3月号)